

## 資料4

### 中国地区高等学校進路指導協議会規約

(名称)

1. 本会は、中国地区高等学校進路指導協議会と称する。

(目的)

2. 本会は、中国各県の高等学校の進路指導に関し、連絡調整、研究協議を行い、教育の充実向上に資することを目的とする。

(事業)

3. 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

(1) 進路指導に関する情報の交換、連絡調整及び研究協議

(2) 各種関係機関、団体等との連携

(3) その他必要と認められた事項

(組織)

4. 本会は、本会の主旨に賛同する中国各県の高等学校進路指導の研究団体をもって組織する。

(役員)

5. 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	
常任理事	若干名	理事	若干名	監事 2名

(役員の仕事)

6. 役員の仕事は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 理事は、会長の諮問に応じ、本会の企画、運営に関する事項を審議する。

(4) 常任理事は、本会の事業の企画、立案、及びその他の重要事項を審議し、その運営にあたる。

(5) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

7. 役員を選出は次の通りとする。

(1) 会長、副会長は、理事会で決定する。

(2) 理事は、各県から3名あて選出し、うち1名は、常任理事として各県において互選する。

(3) 監事は、理事会で決定する。

(役員の仕事)

8. 役員の仕事は2年とする。

(会議)

9. 本会を運営するために、次の会議を開く。

(1) 理事会は、毎年2回開催する。特に必要あるときは、臨時に開くことができる。

(2) 常任理事会は、必要に応じて開く。

(事務局)

10. 事務局は、原則として会長勤務校に置き、会務を処理する。

(経理)

11. 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

- 1 2. 本会の会費は、本会加盟の各県進路指導研究団体の負担とし、その会費については、別にこれを定める。
- 1 3. 本会の予算及び決算は、理事会の議を経て、各加盟団体に報告する。
- 1 4. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(付則)  
(規約)
- 1 5. 本会の規約は、理事会の議決を経て改正することができる。
- 1 6. 本規約は、昭和52年 2月10日から施行する。
- 1 7. 改正 昭和57年 6月22日
- 1 8. 改正 平成 8年11月21日

### **中国地区高等学校進路指導協議会運営細則**

1. 規約12の会費については、次の通りとする。  
本校を700円とする。但し、分校は本校に含める。  
また、定時制独立校及び特殊教育諸学校については、350円とする。

### **中国地区高等学校進路指導協議会の申し合わせ事項**

1. 中高進協の事務局は2年で交代する。  
順序は、広島、岡山、鳥取、島根、山口の順とする。
2. 理事会は年2回開催し、その時期は、6月と11月(全高進の常任理事会の前)とする。
3. 進路指導研究協議会、進路学習セミナーの発表者が所属する県には、助成金として10万円を支給する。
4. 全国進学指導研究大会を担当する県には、大会開催前々年度と前年度に視察旅費助成金として各年10万円を支給する。
  
5. 改正 平成 2年6月26日  
平成14年6月25日  
平成20年4月 1日  
令和 3年6月25日  
令和 5年6月21日